第三百一条を第二百九十八条とし、同条の次に次の三条を加える。

（農政推進部に置く課等）

第二百九十九条　農政推進部に、次の三課及び産業統括監一人を置く。

農政推進課

業務管理課

経営・事業支援課

（農政推進課の所掌事務）

第三百条　農政推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　北海道農政事務所の所掌事務に関する政策の推進に関すること。

二　北海道農政事務所の所掌事務に関する調整に関すること。

三　広報に関すること。

四　農畜産物（蚕糸を含み、種苗（桑苗及び飼料作物の種苗を除く。）を除く。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

五　米穀を主な原料とする飲食料品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

六　主要食糧の流通及び加工に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

七　米穀の需給計画の作成に関すること。

八　米穀の生産の調整に関すること。

九　農産物検査に関すること（消費・安全部の所掌に属するものを除く。）。

十　前各号に掲げるもののほか、農政推進部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（業務管理課の所掌事務）

第三百一条　業務管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　主要食糧の輸入に係る納付金の徴収に関すること。

二　主要食糧の集荷、買入れ、保管及び売渡しに関すること。

三　輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関すること。

第三百七条から第三百十一条までを削り、第三百六条を第三百十一条とする。

第三百五条第二号を次のように改める。

二　牛の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずるために必要な報告の徴収及び立入検査の実施に関すること。

第三百五条に次の一号を加える。

三　愛玩動物用飼料の安全性の確保を図るために必要な報告の徴収及び立入検査等の実施に関すること。

第三百五条を第三百九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（業務課の所掌事務）

第三百十条　業務課は、北海道農政事務所長の指定する区域における第二百九十七条各号に掲げる事務（北海道農政事務所長の指定する事項に限る。）をつかさどる。

第三百四条を第三百七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（流通監視課の所掌事務）

第三百八条　流通監視課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　米穀及び米穀を原材料とする飲食料品の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関すること。

二　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関すること（当該遵守事項の策定に関することを除く。）。

三　農産物検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関すること。

第三百三条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「こと（食糧部の所掌に属するものを除く。）」を「事務の総括に関すること」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　農畜産物、飲食料品及び油脂についての物価対策に関する事務のうち北海道農政事務所の所掌に係るものの総括に関すること。

第三百二条を第三百六条とする。

第三百二条中「三課」を「五課」に、「安全管理課」を「安全管理課　業務課」に改め、「流通監視課」に改め、同条を第三百五条とし、同条の前に次の三条を加える。

（経営・事業支援課の所掌事務）

第三百二条　経営・事業支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　飲食料品（米穀を主な原料とするものを除く。）及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

二　農林水産業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進を通じた新たな事業の創出に関すること。

三　農畜産物の生産された地域における当該農畜産物の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。

四　農畜産物、飲食料品及び油脂についての輸出の促進に関すること。

五　農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関すること。

六　農畜産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における知的財産の活用に関すること。

七　種苗の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（農政推進課の所掌に属するものを除く。）。

八　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること（農政推進課の所掌に属するものを除く。）。

九　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関する事務の総括に関すること。

十　農業経営の改善及び安定に関すること。

十一　食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定及び農業経営安定勘定の経理に関すること。

（産業統括監の職務）

第三百三条　産業統括監は、農政推進部の所掌事務に関し調整を要する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（上席農政業務管理官、農政調整官及び検査技術指導官）

第三百四条　農政推進課に、上席農政業務管理官、農政調整官及び検査技術指導官それぞれ一人を置く。

2　上席農政業務管理官は、農政推進課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち北海道農政事務所長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を総括する。

3　農政調整官は、農政推進課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち北海道農政事務所長が指定する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

4　検査技術指導官は、農産物検査に関する技術の指導及び検査方法の改善並びに調査及び連絡調整に関する事務を行う。

第三百十二条中「統計調整課」を「調整課」に改める。

第三百十三条の見出し及び同条中「統計調整課」を「調整課」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること（統計企画課の所掌に属するものを除く。）。

第三百十四条第三号を次のように改める。

三　北海道農政事務所長の指定する区域における農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。